

ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪

## 「リリース通信・記帳の教室」

### 「収入と所得」について

今回から確定申告に関する知識や記帳に関する知識をお届けしたいと思います。そして、今回は収入と所得についてお話させていただきます。

セプテムメンバーズの皆様がセプテムの活動(事業活動)を行うことにより確定申告をする必要がある場合、確定申告書Bという申告用紙に記載して申告するのですが(法人を設立して申告をする場合は異なります)、その申告書を見てみると「収入」という言葉と「所得」という言葉が出てきます。では、「収入」と「所得」とは一体どういう違いがあるのでしょうか。確認していきましょう！！

「収入」とは、事業活動をされている場合ですと基本は売上の金額になります。セプテム活動にあてはめると毎月送られてきますコミッション明細書に載っている当月振込金に源泉所得税や事務管理手数料等マイナスされているものを加算した金額が売上の金額になります。または、1月末から2月上旬頃に、(株)セプテムプロダクツから送られてくる支払調書に記載されている支払金額の欄が1年間の売上の金額になります。他に給与収入がある方ですと、年末に会社から受け取る源泉徴収票の支払金額の欄の金額が一年間の収入となります。

「所得」とは、事業活動をされている場合ですと収入から経費を差し引いた金額を「事業所得」と言います。また、給与収入がある方ですと、源泉徴収票に記載されている支払金額から給与所得控除を差し引いた金額(給与所得控除額は、給与をいくらもらっているかで変わってきます)が「給与所得」になります。

そして、事業所得や給与所得等を合計したものを所得合計と言います。その所得合計が38万以下になると配偶者等の所得税の扶養に入れたり、所得合計をもとに所得税、住民税、国民健康保険料を計算しますので、その所得の基となる収入や経費を把握するためにも領収書や請求書等の書類をしっかりと保存しておくことが大切になります。

**皆様、しっかりと書類保存をお願いします！！**

不明な点等ありましたら、リリースまでお気軽にお問い合わせ下さい。

(株)リリースは“いつまでも賢い人生を送る”皆様の応援団です♪

(株)リリース 記帳の教室事業部 担当：丸山豊正

〒462-0853 名古屋市北区志賀本通2-13 名城ラポビル4F

T E L : 052-912-2180 F A X : 052-912-2182

mail : simada4f@po.mirai.ne.jp

【相談依頼書】 F A X : 052-912-2182

なまえ

ところ

でんわ

メール

【相談内容】